

府中市価値共創促進事業評価制度実施基準

(目的)

第1 第7次府中市総合計画に基づき、市民参加と協働によるまちづくりを進めるため、価値共創促進事業評価の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(評価対象)

第2 地域課題や社会的な課題の解決に向けて、市民が自ら企画・提案し、共創を促進する事業を市と協働で実施する価値共創促進事業について、実施後の効果や成果等を推進会議に報告し、評価を行う。

(価値共創促進事業の評価方法)

第3 価値共創促進事業評価の方法は次のとおりとする。

(1) 自己評価

協働事業の当事者は、別に定める報告書を用い、協働事業の成果等について振り返りを行い、協働共創推進課に提出するものとする。

(2) 相互評価

ア 協働事業の当事者は、それぞれ行った自己評価を持ち寄り、評価が異なる項目の原因分析や改善点、課題の抽出等について意見交換を行ったうえで、別に定める相互評価用のチェックシートを用い、事業を振り返り、評価を行うものとする。

イ 実施時期として、協働事業の当事者同士が、効果的かつ効率的に協働事業を振り返ることができる時期に行う必要があることから、原則として協働事業の終了時に行うものとする。

なお、自己評価同様、長期にわたる場合については、必要に応じて、効果的な時期に行うものとする。

ウ 協働事業を実施した課においては、相互評価用のチェックシートを、協働共創推進課に提出するものとする。

(2) 第三者評価

ア 推進会議が、協働事業に対する信頼性と市民の参加意欲の向上を図るとともに、より客観的に課題を把握し、検証結果を今後の取組に生かすため、評価を行うものとする。

イ 第三者評価を実施するに当たり、より一層、協働に係る市職員の意識の高揚を図るとともに、各事業について、事業の目的や内容を正しく理解しながら、市民協働の推進に関する基本方針に基づく協働の手法を適切に取り入れているか等を踏まえて評価・検証を行う必要があることから、協働事業の当事者と推進会議の委員による意見交換会を実施した後、推進会議において評価を行うものとする。

ウ 推進会議は、別表1に掲げる評価基準に基づき、評価を実施するものとする。

エ 実施時期として、第三者評価の結果が可能な限り次年度の予算に反映できるよう、PDCAサイクルの観点から、事業終了後の翌年度に実施するものとする。

(その他)

第4 この基準に定めるもののほか必要な事項については、別に定めるものとする。

付 則

この基準は令和6年6月10日から施行する。

別表 1 (第 3)

区分	評価項目	評価の視点	配点
事業	課題解決 (事業目的等の設定)	課題解決のための事業目的・事業内容の設定は適切か。	1 2
	協働における斬新性	新たな社会的課題を見出し、その解決のために、協働における新しい視点の提示、その解決方法における新しい方法が見られるか。	
協働の視点について	目的共有の原則 (協働の理解)	地域課題の解決や社会的な目的の実現に向け、公益的な価値を相乗的に生み出すために協働することを共有できているか。 (どのような課題を双方が感じ、事業が開始されたか、どのような経緯で協働で取り組む事になったのかの認識があるか。)	4 2
	目的共有の原則 (事業の進め方の共有)	事業の進め方や課題について共有し、解決方法など、情報共有をしながら、共通認識をもって取り組んでいるか。	
	対等の原則 (役割分担)	役割分担はどうか。 (役割分担の変遷などはあるか。片方に過度な負担がないか。)	
	相互理解の原則	十分なコミュニケーションを図っているか。(日頃の連絡体制や情報共有をどのように行っているか。)	
	相互理解の原則	組織の決まりや立場の違いなど、お互いを理解し、協働で取り組むうえで工夫していることはあるか。	
	自主性尊重・自立化の原則	お互いを尊重し、互いの特性や強みを生かし合うことができたか。	
	協働の成果	協働することで相乗効果はあったか。	
今後の展望や様々な主体間との連携	今後の展望	今後の展望について話し合うなど、事業の継続に向けて取り組んでいるか。 継続事業の場合には、前回の事業の検証結果を反映して取り組めたか。	1 2
	様々な主体間との連携	今後、他の団体や庁内の他部署との連携の可能性はあるか。また、連携に向けて行動をしているか。	

別表 2 (第 3)

配点	評価結果	
5 3 ~ 6 6	S	協働の原則に基づき適切に取り組んでおり、様々な主体間との連携や今後の展望に向けて積極的に取り組む意欲があるなど、協働事業として優れており、更なる発展が期待できる。
4 0 ~ 5 2	A	協働の原則に基づき適切に取り組んでおり、様々な主体間との連携や今後の展望に向けて積極的に取り組む意欲があるが、課題への対応など一部改善することで、更なる発展が期待できる。
2 6 ~ 3 9	B	協働の原則に基づき取り組んでいるが、一部又は一方に理解のずれがあるため、より一層意識して協働事業に取り組むなど、一部改善の必要がある。
1 3 ~ 2 5	C	協働事業としての認識が、一部又は一方に不足しているため、協働事業として取り組むにはかなりの改善が必要である。
0 ~ 1 2	D	事業目的、協働の必要性、相互理解、情報共有・課題の共有ができておらず、協働事業としては不十分であるため、協働事業として取り組む必要があるかなど、再度検討する必要がある。